

中国展開販路開拓事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中国市場における県内中小企業の取引拡大や市場開拓を促進するため、県内中小企業が行う中国への販路開拓を目的としたオンライン商談に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内中小企業者（山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下「中小企業者」という。）が実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）販売促進ツール作成事業

ホームページ・パンフレット等を中国語により作成し、オンライン商談を実施する事業

（2）新規市場調査事業

オンライン商談と関連して、中国での販路拡大を目的とした市場調査等を委託により実施する事業

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、次の各号を全て満たす者とする。

（1）山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者であって、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業を主たる事業としていること。

（2）交付申請を行う年度に県が主催するオンライン商談会に参加若しくは参加見込、又は交付申請を行う年度に県が設置するサポートデスクを利用したオンライン商談を実施若しくは実施見込であること。

（3）補助事業を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。

（4）補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。

（5）法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反する恐れがないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に係る更生手続きの申し立てや民事再生法（平成11年法律第225号）に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金は、補助事業を実施するために必要な経費であって、補助金交付の対象として知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について交付する。

2 補助対象経費、補助率及び上限額は別表のとおりとする。

3 補助額は、別表の補助対象経費に補助率を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査のうえ、適當と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2－1号）により交付申請者に通知するものとする。また、適當と認めないときは、不交付決定通知書（様式第2－2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかつたものとみなす。

(補助事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに事業状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、精算払いとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、第6条第3項各号のいずれかに該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(成果等の発表)

第16条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果等について必要があると認めるときは、その成果等を発表することができる。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費（費目）	補助率	補助上限額
印刷製本費	1／2以内	300千円
通信運搬費		
広告料		
翻訳料		
通訳料		
デジタルコンテンツ作成委託費		
委託調査費		
通信機器等の借上料		
その他経費（知事が特に必要と認める経費）		

※補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。